

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則</p>	<p>他の任命権者との標準的な職の均衡を図る必要が生じたため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 改正内容 職制上の段階に応じた標準的な職について整備するとともに、表の中欄の表記を整備する。 (第1条関係)</p> <p>2 施行期日 令和2年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成二十八年奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「段階に」を「段階（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。）第二十七條、第三十七條、第四十九條において準用する第三十七條並びに第六十條（第八十二條において準用する場合を含む。）及び第七十九條及び奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号。）第三十一條の三並びに第三十一條の七に規定する職の段階をいう。以下同じ。）に」に改める。

第一条の表一の項第二欄第一号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四十九條において準用する第三十七條第一項、第六十條第一項並びに第八十二條において準用する第二十七條第一項、第八十二條において準用する第三十七條第一項、第八十二條において準用する第四十九條第一項に規定する校長の属する職制上の段階」を「校長」に、同項第二欄第二号中「法第四十九條において準用する第三十七條第一項、第六十條第一項並びに第八十二條において準用する第二十七條第一項、第八十二條において準用する第三十七條第一項、第八十二條において準用する第四十九條において準用する第三十七條第一項、第六十條第一項に規定する第三十七條第一項及び第八十二條において準用する第六十條第一項に規定する教頭の属する職制上の段階」を「教頭」に改め、同項第二欄第三号中「法第四十九條において準用する第三十七條第二項、第八十二條において準用する第三十七條第二項、第八十二條において準用する第四十九條において準用する第三十七條第二項及び第八十二條において準用する第六十條第二項に規定する主幹教諭、法第四十九條において準用する第三十七條第一項、第六十條第一項並びに第八十二條において準用する第二十七條第一項、第八十二條において準用する第三十七條第一項、第八十二條において準用する第四十九條において準用する第三十七條第一項、第八十二條において準用する第六十條第一項に規定する教諭並びに法第四十九條において準用する第三十七條第十八項、第六十條第五項並びに第八十二條において準用する第二十七條第十項、第八十二條において準用する第三十七條第十七條第十八項、第八十二條において準用する第四十九條において準用する第三十七條第十八項及び第八十二條において準用する第六十條第五項に規定する講師（一般職の職

員の給与に関する条例（昭和三十二年奈良県条例第三十三号）の教育職給料表(二)の適用を受けている者でその属する職務の級が二級であるものに限る。）の属する職制上の段階」を「主幹教諭」に、同項第二欄第四号中「法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第二項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第四十九条の規定する養護教諭の属する職制上の段階」を「教諭、栄養教諭、養護教諭、主任実習助手、主任寄宿舎指導員及び講師（一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年奈良県条例第三十三号。以下「条例」という。）の教育職給料表(二)の適用を受けている者でその属する職務の級が二級であるものに限る。）」に、同項第二欄第五号中「法第四十九条において準用する第三十七条第二項、第六十条第二項並びに第八十二条において準用する第二十七条第二項、第八十二条において準用する第三十七条第二項、第八十二条において準用する第三十七条第二項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第六十条第二項に規定する栄養教諭の属する職制上の段階」を「実習助手、寄宿舎指導員及び講師（条例の教育職給料表(二)の適用を受けている者でその属する職務の級が一級であるものに限る。）」に、同項第二欄第六号中「法第六十条第二項及び第八十二条において準用する第六十条第二項に規定する実習助手の属する職制上の段階」を「事務長及び副主幹」に、同項第二欄第七号中「法第七十九条第一項に規定する寄宿舎指導員の属する職制上の段階」を「事務職員のうち、係長、調整員並びに主任主査、学校司書（条例の行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。）及び学校栄養士（条例の医療職給料表(二)の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。）」に、同項第二欄第八号中「法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項並びに第八十二条において準用する第六十条第一項に規定する事務職員のうち、奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号。以下「規則」という。）第三十一条の三第一項に規定する事務長及び第三十一条の七第三項に規定する副主幹の属する職制上の段階」を「事務職員のうち、主査、主任主事並びに主事及び学校司書（条例の行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるも

のに限る。）」に、同項第二欄第九号中「法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第一項に規定する事務職員のうち、規則第三十一条の七第一項第二号から第四号までに規定する職、同項第九号に規定する学校司書（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。）及び同項第十一号に規定する学校栄養士（医療職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。）（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。）」に、同項第二欄第十号中「法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第四十九条において準用する第六十条第一項に規定する事務職員のうち、規則第三十一条の七第一項第五号及び第六号に規定する職、同項第八号に規定する主事並びに同項第九号に規定する学校司書（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階」を「指導技能員」に、同項第二欄第十一号中「規則第三十一条の七第一項第十一号に規定する学校栄養士（医療職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階」を「主任技能員、技能員及び業務員」に改め、同項第三欄中「教諭」を「主幹教諭」に、「養護教諭」を「教諭」に、「栄養教諭」を「講師」に、「実習助手」を「事務長」に、「寄宿舎指導員」を「係長」に、「事務長」を「主事」に、「係長」を「技師」に、「主事」を「指導技能員」に、「技師」を「技能員」に改め、同項第十二号及び同項第十三号を削る。

第一条の表二の項第二欄第一号中「法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する校長の属する職制上の段階」を「校長」に、同項第二欄第二号中「法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する教頭の属する職制上の段階」を「教頭」に、同項第二欄第三号中「法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項に規定する主幹教諭並びに第三十七条第一項、第四十九条にお

いて準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する教諭並びに第三十七条第十八項、第四十九条において準用する第三十七条第十八項及び第六十条第五項に規定する講師（一般職の職員の給与に関する条例の教育職給料表（三）の適用を受けている者でその属する職務の級が二級であるものに限る。）の属する職制上の段階」を「主幹教諭」に、同項第二欄第四号中「法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第二項に規定する養護教諭の属する職制上の段階」を「教諭、栄養教諭、養護教諭及び講師（条例の教育職給料表（三）の適用を受けている者でその属する職務の級が二級であるものに限る。）」に、同項第二欄第五号中「法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項に規定する栄養教諭の属する職制上の段階」を「講師（条例の教育職給料表（三）の適用を受けている者でその属する職務の級が一級であるものに限る。）」に、同項第二欄第六号中「法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。）並びに法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の規定により置かれる学校栄養職員（医療職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。）の属する職制上の段階」を「事務職員（条例の行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。）並びに学校栄養職員（医療職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。）」に、同項第二欄第七号中「法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階」を「事務職員（条例の行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるものに限る。）」に、同項第二欄第八号中「法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の規定により置かれる学校栄養職員（医療職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階」を「学校栄養職員（条例の医療職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。）」に改め、同項第三欄中「教諭」を「主幹教諭」に、「養護教諭」を「教諭」に、「栄養教諭」を「講師」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案

現 行

<p>（職務に係る標準的な職）</p> <p>第一条 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。）第二十七条、第三十七条、第四十九条において準用する第三十七条並びに第六十条（第八十二条において準用する場合を含む。）及び第七十九条及び奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号。）第三十一条の三並びに第三十一条の七に規定する職の段階をいう。以下同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			<p>（職務に係る標準的な職）</p> <p>第一条 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>		
職務の種類	職制上の段階	標準的な職	職務の種類	職制上の段階	標準的な職
一 県立学校職員が 行う職務	一 校長	略	一 県立学校職員が 行う職務	一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） 以下「法」という。 （第四十九条において 準用する第三十七条第 一項、第六	略

		改 正 案
二 教 頭		
略		
		現 行
二 法 第 四 十 九 条 に お い て 準 用 す る 第 三 十 七 条 第 一 項、 第 六 十 条 第 一 項 並 び に 第 八 十 二 条 に お い て 準 用 す る 第 二 十	十 条 第 一 項 並 び に 第 八 十 二 条 に お い て 準 用 す る 第 二 十 七 条 第 一 項、 第 八 十 二 条 に お い て 準 用 す る 第 三 十 七 条 第 一 項、 第 八 十 二 条 に お い て 準 用 す る 第 四 十 九 条 に お い て 準 用 す る 第 三 十 七 条 第 一 項 及 び 第 八 十 二 条 に お い て 準 用 す る 第 六 十 条 第 一 項 に 規 定 す る 校 長 の 属 す る 職 制 上 の 段 階	
略		

	改 正 案
	現 行
<p>三十七條第 二項、第八 十二條にお いて準用す る第四十九 條において 準用する第 三十七條第 二項及び第 八十二條に おいて準用 する第六十 條第二項に 規定する主 幹教諭、法 第四十九條 において準 用する第三 十七條第一 項、第六十 條第一項並 びに第八十 二條におい て準用する 第二十七條 第一項、第 八十二條に おいて準用 する第三十 七條第一項 、第八十二 條において 準用する第 四十九條に おいて準用 する第三十</p>	

	改 正 案
	現 行
七条第一項 及び第八十 二条におい て準用する 第六十条第 一項に規定 する教諭並 びに法第四 十九条にお いて準用す る第三十七 条第十八項 、第六十条 第五項並び に第八十二 条において 準用する第 二十七条第 十項、第八 十二条にお いて準用す る第三十七 条第十八項 、第八十二 条において 準用する第 四十九条に おいて準用 する第三十 七条第十八 項及び第八 十二条にお いて準用す る第六十条 第五項に規 定する講師	

		改正案
五 実習助手、寄宿舍指導員及び講師(条例の教育職給料表(二)の適用を受けている者でその属する職務の級が一級であるものに限る。)	表(二)の適用を受けている者でその属する職務の級が二級であるものに限る。)	
	講師	
		現行
五 法第四十九條において準用する第三十七條第二項、第三十七條第三十七條第二項、第六十條第二項並びに第八十二條において準用する第二十七條第二項、第八十二條において準用する第三十七條第二項、第八十二條において準用する第四十九條において準用する第	の段階、 護教諭の属する職制上の段階	
	栄養教諭	

			改正案
七 事務職員のうち、係長、調整員並びに主任主査、学校司書(条例の行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。)	六 事務長及び副主幹		
	事務長		現行
			現行
七 法第七十九條第一項に規定する寄宿舎指導員の属する職制上の段階	六 法第六十條第二項及び第八十二條において準用する第六十條第二項に規定する実習助手の属する職制上の段階	三十七條第二項及び第八十二條において準用する第六十條第二項に規定する栄養教諭の属する職制上の段階	現行
	実習助手		

		改正案
九 学校校榮 養士（条例 の医療職給 料表（二） の適用を受 けている者 でその属す る職務の級	技師	
		現行
九 法第四十 九条におい て準用する 第三十七条 第一項、第 六十条第一 項並びに第 八十二条に	階 職制上の段 幹の属する 定する副主 第三項に規 十一条の七 長及び第三 定する事務 第一項に規 十一条の三 う。）第三 規則」とい 号。以下「 会規則第八 県教育委員 十一月奈良 和三十二年 る規則（昭 運営に關す 校等の管理 県立高等学 うち、奈良 事務職員 に規定する 十條第一項 用する第六 において準	
	係長	

	改 正 案
<p style="text-align: right;">が四級以下 であるもの に限る。)</p>	
	現 行
<p>において準用 する第二十 七条第一項 、第八十二 条において 準用する第 三十七条第 一項、第八 十二条にお いて準用す る第四十九 条において 準用する第 三十七条第 一項及び第 八十二条に おいて準用 する第六十 条第一項に 規定する事 務職員のう ち、規則第 三十一条の 七第一項第 二号から第 四号までに 規定する職 、同項第九 号に規定す る学校司書 (行政職給 料表の適用 を受けてい る者でその 属する職務 の級が四級</p>	

		改 正 案
十一 主任技 能員、技能		
技能員		
		現 行
十一 規則第 三十一條の	<p> 第四十九 条において 準用する第 三十七條第 一項及び第 八十二條に おいて準用 する第六十 條第一項に 規定する事 務職員のう ち、規則第 三十一條の 七第一項第 五号及び第 六号に規定 する職、同 項第八号に 規定する主 事並びに同 項第九号に 規定する学 校司書（行 政職給料表 の適用を受 けている者 でその属す る職務の級 が三級以下 であるもの に限る。） の属する職 制上の段階 </p>	
技師		

			改 正 案
(削除)	(削除)	員及び業務	
(削除)	(削除)		現 行
十三 規則第三十一条の七第一項第十三号から第十五号までに規定する職の属する職制上の段階	十二 規則第三十一条の七第一項第十二号に規定する指導技能員の属する職制上の段階	七第一項第十一号に規定する学校栄養士(医療職給料表(二)の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。)の属する職制上の段階	
技能員	指導技能員		

			改正案
二 県費負担教職員が行う職務			
三 主幹教諭	二 教頭	一 校長	
主幹教諭	略	略	
			現行
二 県費負担教職員が行う職務			
三 法第三十七條第二項、第四十九條において準用する第三十七條第二項及び第六十條第二項に規定する主幹教諭	二 法第三十七條第一項、第四十九條において準用する第三十七條第一項及び第六十條第一項に規定する校長の属する職制上の段階	一 法第三十七條第一項、第四十九條において準用する第三十七條第一項及び第六十條第一項に規定する校長の属する職制上の段階	
教諭	略	略	

		改正案
四 教諭、栄		
教諭		
		現行
四 法第三十	並びに第三十七條第一項、第四十九條において準用する第三十七條第一項及び第六十條第一項に規定する教諭並びに第三十七條第十八項、第四十九條において準用する第三十七條及び第六十條第七條第十八項、第四十九條において準用する第三十七條第十八項及び第六十條第五項に規定する講師（一般職の職員）の給与に関する条例の教育職給料表（三）の適用を受けている者でその属する職務の級が二級であるものに限る。）の属する職制上の段階	
養護教諭		

改 正 案

現 行

<p>養教諭、養護教諭及び講師（条例の教育職給料表（三）の適用を受けている者） その属する職務の級が二級であるものに限る。）</p>	<p>五 講師（条例の教育職給料表（三）の適用を受けている者） その属する職務の級が一級であるものに限る。）</p>	<p>六 事務職員（条例の行政職給料表の適用を受けている者） その属する職務の級が四級であるものに限る。）並び</p>
	<p>講師</p>	<p>略</p>
<p>七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第二項に規定する養護教諭の属する職制上の段階</p>	<p>五 法第三十条、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項に規定する榮養教諭の属する職制上の段階</p>	<p>六 法第三十条、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員</p>
	<p>榮養教諭</p>	<p>略</p>

		改正案
七 事務職員 (条例)の行政職給料表の適用を受	に学校栄養職員(医療職給料表)の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。	
略		現行
七 法第三十条第一項、第四十九条において	(行政職給料表)の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。並びに法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の規定により置かれる学校栄養職員(医療職給料表)の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。の属する職制上の段階	
略		

		改 正 案
八 学校栄養 職員（条例 の医療職給 料表（二） の適用を受 けている者 でその属す る職務の級 が四級以下 であるもの に限る。）		けて いる者 でその属す る職務の級 が三級以下 であるもの に限る。）
略		
		現 行
八 法第三十 七条第二項 、第四十九 条において 準用する第 三十七条第 二項及び第 六十条第二 項の規定に より置かれ る学校栄養 職員（医療 職給料表（ 二）の適用 を受けてい る者でその 属する職務 の級が四級		準用する第 三十七條第 一項及び第 六十條第一 項に規定す る事務職員 （行政職給 料表の適用 を受けてい る者でその 属する職務 の級が三級 以下である ものに限る 。）の属す る職制上の 段階
略		

		改 正 案											
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1697 839 1989 1007"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1697 1007 1989 1203"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1697 1046 1765 1190">段階</td> <td data-bbox="1765 1046 1818 1190">る</td> <td data-bbox="1818 1046 1863 1190">職制上の</td> <td data-bbox="1863 1046 1908 1190">の</td> <td data-bbox="1908 1046 1953 1190">属す</td> <td data-bbox="1953 1046 1998 1190">もの</td> <td data-bbox="1998 1046 2042 1190">に限る</td> <td data-bbox="2042 1046 2087 1190">以下である</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1697 1203 1989 1374"></td> </tr> </table>			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1697 1046 1765 1190">段階</td> <td data-bbox="1765 1046 1818 1190">る</td> <td data-bbox="1818 1046 1863 1190">職制上の</td> <td data-bbox="1863 1046 1908 1190">の</td> <td data-bbox="1908 1046 1953 1190">属す</td> <td data-bbox="1953 1046 1998 1190">もの</td> <td data-bbox="1998 1046 2042 1190">に限る</td> <td data-bbox="2042 1046 2087 1190">以下である</td> </tr> </table>	段階	る	職制上の	の	属す	もの	に限る	以下である	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1697 1046 1765 1190">段階</td> <td data-bbox="1765 1046 1818 1190">る</td> <td data-bbox="1818 1046 1863 1190">職制上の</td> <td data-bbox="1863 1046 1908 1190">の</td> <td data-bbox="1908 1046 1953 1190">属す</td> <td data-bbox="1953 1046 1998 1190">もの</td> <td data-bbox="1998 1046 2042 1190">に限る</td> <td data-bbox="2042 1046 2087 1190">以下である</td> </tr> </table>	段階	る	職制上の	の	属す	もの	に限る	以下である					
段階	る	職制上の	の	属す	もの	に限る	以下である						